

公募型プロポーザル方式による業者選定実施公告

大津市令和8年度最高裁判決を踏まえた生活保護費の追加給付業務について、公募型プロポーザル方式により業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和8年5月29日

大津市長 佐藤 健司

1 業務の概要

(1) 業務名

大津市令和8年度最高裁判決を踏まえた生活保護費の追加給付業務

(2) 業務の目的

本業務は、平成25年8月から令和8年3月までの期間に大津市で生活保護を受けていた世帯を対象とした生活保護費の追加給付を行うことに伴い、追加給付金の支給事務を実施することを目的とする。

(3) 業務内容

仕様書のとおり

(4) 業務期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

2 参加資格

前項の業務に係る公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に参加することができる者は、この公告の日からプレゼンテーション審査の日までにおいて、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 大津市から指名停止を現に受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- (5) 本プロポーザルに参加する他の参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ(ア)にあっては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会社

更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。)又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

ア 資本関係

- (ア) 親会社等(会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)と子会社等(同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- (ウ) (ア)又は(イ)と同視しうる関係にあると認められる場合

イ 人的関係

- (ア) 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役員
 - c 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)
 - d 組合の理事
 - e その他業務を執行する者であつて、aからdまでに掲げる者に準ずるもの
 - (イ) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人(以下「管財人」という。)を現に兼ねている場合
 - (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
 - (エ) (ア)から(ウ)までと同視しうる関係にあると認められる場合
- (6) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等(個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

- ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 令和8年度大津市競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

3 選考方法

前項の参加資格を満たしているプロポーザル参加者による書面審査及びプレゼンテーションの審査を行い、その内容を大津市令和8年度最高裁判決を踏まえた生活保護費の追加給付業務プロポーザル審査委員会において評価し、受託候補者の選定を行う。

4 応募手続等

(1) 担当部局（書類の提出先及び問合せ先）

〒520-8575 大津市御陵町3番1号

大津市健康福祉部生活福祉課生活保護裁判対応室（担当 藤吉）

電話 077-528-2743

電子メールアドレス otsu1424@city.otsu.lg.jp

(2) 実施要領等の交付

実施要領その他の資料の交付については、次のとおりとする。

ア 交付期間

令和8年5月29日（金）から同年6月11日（木）まで（大津市の休日を定める条例（平成元年条例第67号）第1条に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

前号に同じ。（大津市ホームページにおいてもダウンロード可）

ウ 交付する書類

実施要領、企画提案書提出要領、仕様書等

(3) 実施要領等に対する質問期限及び回答

ア 質問方法

質問書（様式は実施要領に添付）により電子メールで行うこと。（郵送、持参、FAX 不可）
メール件名を「【プロポーザル質問（商号又は名称）】」とし、送信後に必ず電話で提出した旨を伝えること。なお、電話、FAX 及び郵送による質問は受け付けない。

- イ 質問期限
令和8年6月5日(金)正午までに必着
質問期限以降の質問は、一切受け付けない。
 - ウ 回答方法
本市ホームページにおいて掲載する。
 - エ 回答予定日
令和8年6月9日(火)
- (4) 企画提案書等の提出
- ア 提出書類
プロポーザルに参加しようとする者は、実施要領の定めるところに従い、次に掲げる書類の原本1部を提出すること。ただし、(イ)及び(エ)に掲げる書類は、原本1部及び副本9部を提出すること。
 - (ア) 参加申込書
 - (イ) 企画提案書
 - (ウ) 見積書
 - (エ) 実績一覧表
 - イ 提出場所 第1号に同じ。
 - ウ 提出方法及び期限
 - (ア) ア(ア)に掲げる書類
 - a 持参による提出 令和8年6月11日(木)午後5時まで
 - b 郵送による提出 郵便書留とし、令和8年6月11日(木)午後5時までに必着のこと。
 - (イ) ア(イ)から(エ)までに掲げる書類
 - a 持参による提出 令和8年6月19日(金)午後5時まで
 - b 郵送による提出 郵便書留とし、令和8年6月19日(金)午後5時までに必着のこと。
- (5) 企画提案に係るプレゼンテーション
- ア 実施日 令和8年6月26日(金)
 - イ 実施場所 大津市役所本館4階 第4委員会室
 - ウ 提案時間 20分間
 - エ 質疑応答 10分間
 - オ 応募者が多数の場合は、別途審査日を設定する場合がある。
- (6) 審査結果の結果通知
プレゼンテーションを行った全ての者に対し、文書により通知する。通知日は、令和8年6月30日(火)の予定
- (7) その他
- ア 失格となる企画提案書等
企画提案書等が次のいずれかに該当する場合は、失格となる場合がある。なお、失格となった場合は、別途通知する。
 - (ア) 提出期限、提出場所又は提出方法に適合しないもの

- (イ) 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (エ) 虚偽の内容が記載されているもの

イ その他

- (ア) 提出書類の作成等参加に係る全ての費用は、提案者の負担とする。
- (イ) 提出期限以降における企画提案書等の差替え及び再提出は認めない。
- (ウ) 全ての提出書類は、返却しない。
- (エ) 提出された企画提案書等は、業者の選定以外には提案者に無断で使用しないこととする。ただし、提案の内容について今後の参考とすることがある。
- (オ) 提出された書類は、業者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製することがある。

5 その他の留意事項

詳細は、実施要領、仕様書等による。